

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八代市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

八代市長

公表日

令和7年7月17日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムである住民基本台帳ネットワークシステムを都道府県と共同して構築している。 本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 (2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ※届出は、窓口や郵送での届出又は、サービス検索・電子申請機能を用いて行う。 (3)住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 (5)本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (6)住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 (7)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 (8)住民からの請求に基づく住民票コードの変更 (9)個人番号の通知及び個人番号カードの交付 (10)個人番号カード等を用いた本人確認 なお、(9)の個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム

②システムの機能	1 住民基本台帳の照会・検索機能 住民基本台帳に記録されている住民の照会・検索を行う。(操作権限により照会項目は制限される。) 2 住民基本台帳記載事項に係る修正及び他システム連携機能 (1)住民からの住民異動届により、又は職権等により住民票の記載、消除又は記載の修正(以下「住民票の記載等」という。)を行い、住民票を基礎とする事務の業務システムへの連携データを作成する。 (2)住基法第7条第9号から第11の2号までに規定する事項及び印鑑登録に係る事項について当該業務システムと連携し住民票の記載等を行う。 3 本人確認情報の更新機能 住民票の記載等を行なった場合に、住民基本台帳ネットワークシステムに本人確認情報の更新情報を送る。 4 転入届の特例による転出届又は転入届の際の通信機能 (1)住基法第24条の2に規定する転入届の特例のための転出届の場合に、住基ネットに転出証明書情報を作成する。 (2)住基法第24条の2に規定する転入届の特例による転入届の場合に、住民基本台帳ネットワークシステムから転出証明書情報を取り込む。 5 他市区町村への通知等の作成及び送信機能 (1)転入の届出を入力した際の転入通知の発行又は転入通知情報の作成及び送信を行う。 (2)住民票の記載等をした際の戸籍附票記載事項通知の発行及び戸籍附票通知情報の作成及び送信を行う。 6 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 住民基本台帳ネットワークシステムを通じ転入先市町村からの転入通知情報を取り込む。 7 住民票コードの通知機能 住民票コードを付番し、又は変更した場合に住民票コード通知書の発行を行う。 8 住民票の写し、住民票記載事項証明書等の帳票の作成及び出力機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書等の帳票を作成し、及びこれらの出力を行う。 9 法務省との連携機能 外国人住民の住居地に係る住民票の記載等を行なった場合、市町村通知情報を作成し法務省情報連携端末を通して法務大臣へ送る。また、法務省情報連携端末から法務省通知情報の取り込みを行う。 10 通知カード及び個人番号カード送付先情報の作成及び通知機能 個人番号の通知及び個人番号カードの発行のため、機構に対し送付先情報を作成し住民基本台帳ネットワークシステムにより通知する。 11 証明書自動交付システム連携機能 住民票の記載等により証明書自動交付システムに更新情報を送る。 12 コンビニ交付システム連携機能 住民票の記載等により、コンビニ交付システムに更新情報を送る。 13 庁内連携機能 庁内の各種システムへの基礎データとして、利用するため、宛名システム等に更新情報を送る。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [] 税務システム [☐] その他 (戸籍サーバー、団体内統合宛名システム、証明書自動交付システム、コンビニ交付システム)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※後述「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「2 本人確認情報ファイル」及び「3 送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバー(以下「市町村CS」という。)において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムのうちの市町村CS部分について記載する。

②システムの機能	1 本人確認情報の更新 既存住民基本台帳システムにおいて、住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報をもとに市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。 2 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際に、窓口における本人確認のため提示された個人番号カード等をもとに住民基本台帳ネットワークシステムにその保有する本人確認情報の照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3 個人番号カードを利用した転入(特例転入)処理 転入の届出を受け付けた際、個人番号カードが提示された場合に、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対して整合性確認用本人確認情報を提供する。 7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、交付申請書等をいう。)を送付するため、既存住民基本台帳システムから住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム3	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1 宛名管理機能 (1)個人(住登者・住登外者)、事業所及び共有宛名の管理を行う。 (2)送付先の設定及び管理を行う。 2 宛名照会機能 (1)個人宛名基本情報及び送付先情報を表示する。 (2)個人が属した世帯に関する情報を表示する。 3 既存住民基本台帳システム連携機能 既存住民基本台帳システムと連携し宛名情報を更新する。 4 庁内他業務システム連携機能 他業務で使用する宛名データを作成する。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (団体内統合宛名システム、各種システム)

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会及び情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他の情報保有機関に特定個人情報(連携対象)を照会し、照会した情報を受領する。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他の情報保有機関からの特定個人情報(連携対象)の照会に対して、当該情報の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システムとの間で、情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があったときに、情報提供等記録を生成し、情報提供等記録を含むアクセス記録を管理する。 また、必要に応じてアクセス記録の検索、抽出及び出力を行い、並びに不開示設定や過誤事由の更新を行い、並びに保管期間の過ぎたアクセス記録を削除する。 6 情報提供データベース管理機能 情報提供機能において情報提供する特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会内容、情報提供内容、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 9 職員認証及び権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証を行い操作者を一意に特定し、職員に付与された権限に基づきシステム機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 中間サーバー・ソフトウェアで提供するパッチの状況管理、業務統計情報の集計、中間サーバー・ソフトウェアの稼働状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (団体内統合宛名システム)
システム5	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1 宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外者データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う。 2 統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 3 符号要求機能 個人番号に対応する統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求及び取得依頼を行う。 4 情報照会機能 中間サーバーに特定個人情報(連携対象)の情報照会を行い、中間サーバーからの情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 5 情報提供機能 中間サーバーからの情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (各種システム・中間サーバー)

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	証明書自動交付システム
②システムの機能	1 証明書発行機能 証明書(住民票の写しなど)を自動交付機で発行する。 2 モニタリング 自動交付機の取引状況を確認する。 3 履歴管理 アクセスサーバー・自動交付機の履歴の表示及び退避を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (印鑑登録システム)
システム7	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1 既存システム連携機能 既存住民基本台帳システム、印鑑登録システム、税務システムから証明書情報を連携する機能。 2 コンビニ交付連携機能 機構(J-LIS)が運営管理する証明書交付システムからの要求に対応して、証明書自動交付を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (印鑑登録システム、J-LIS証明書交付システム)
システム8	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際のデータ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
1 住民基本台帳ファイル 2 本人確認情報ファイル 3 送付先情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等) 2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第22条(転入届) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) 第30条の14(市町村の条例による本人確認情報の提供)	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」 が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、7 5、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、1 30、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、16 0、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民環境部市民課	
②所属長の役職名	市民課長	
7. 他の評価実施機関		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

1 住民基本台帳ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市の区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。	
	その必要性	住基法その他の住民基本台帳関係法令に基づき、住民に関する記録を正確に行うため、本市の区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新し、及び管理し、及び提供する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [○] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [○] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (戸籍関係情報、印鑑登録情報、選挙資格関係情報)

	その妥当性	1 識別情報 (1)個人番号 住基法の規定に基づき記録する事項 (2)その他識別情報(内部番号) 対象者を正確に管理するため 2 連絡先等情報 (1)4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 住基法に基づき記録する事項 (2)連絡先(電話番号等) 本人への連絡のため (3)その他住民票関係情報 住基法に基づき記録する事項 3 業務関係情報 (1)医療保険関係情報 住基法の規定に基づき記録する事項 (2)児童福祉・子育て関係情報 住基法の規定に基づき記録する事項 (3)介護・高齢者福祉関係情報 住基法の規定に基づき記録する事項 (4)年金関係情報 住基法の規定に基づき記録する事項 (5)学校・教育関係情報 業務の合理化及び資格管理の適正化のため記録する事項 4 その他 (1)戸籍関係情報 業務の合理化及び資格管理の適正化のため記録する事項 (2)印鑑登録情報 業務の合理化及び資格管理の適正化のため記録する事項 (3)選挙資格関係情報 業務の合理化及び資格管理の適正化のため記録する事項
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年6月
⑥事務担当部署		市民環境部市民課
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (国保ねんきん課、介護保険課等) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [☐] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)
③使用目的 ※		住民に関する記録を正確に行うため、本特定個人情報ファイル(住民基本台帳ファイル)において本市の区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新し、管理し、及び提供する。
④使用の主体	使用部署	市民環境部市民課、坂本支所地域振興課、千丁支所地域振興課、鏡支所地域振興課、東陽支所地域振興課、泉支所地域振興課、日奈久出張所
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑤使用方法		1 機構から通知された個人番号とすべき番号の指定及び住民票への記載 2 本人からの希望により、使用目的に応じ住民票の写しに記載 3 住民票の記載等を行った際の住基ネットへの本人確認情報の更新 4 転出届による転出証明書への記載 5 住基ネットへの転入通知情報及び転出証明書情報の送信 6 申請・届出等の本人確認 7 住民基本台帳情報の庁内連携や他団体からの情報照会時に、住民票関係情報の提供を行う。	
		情報の突合 正確な記録及び本人確認を行うために次により突合する。 1 機構で新たに個人番号が生成された際は、個人番号の要求時に提供した住民票コードにより突合（上記⑤の1） 2 通知カード又は個人番号カードその他の本人確認書類により適正な本人確認を行う（上記⑤の2、4） 3 住民票コード、基本4情報による突合（上記⑤の3、5、6） 4 その他識別情報（内部番号）による突合（上記⑤の7）	
⑥使用開始日		平成27年6月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1		既存住民基本台帳システム運用管理業務	
①委託内容		既存住民基本台帳システムの運用管理、バッチ処理、オンライン移動監視、障害対応、仕様変更等を行うシステム運用維持管理業務	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社 RKKコンピューターサービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項2		コンビニ交付サービス業務（機構）	
①委託内容		コンビニエンスストアでの証明書等の自動交付サービス業務	
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		地方公共団体情報システム機構	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

委託事項3		コンビニ交付サービス業務	
①委託内容		コンビニ証明書交付システムの保守、運用	
②委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社 RKKコンピューターサービス	
再委託	④再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4		窓口受付業務の委託	
①委託内容		各種証明書の受付及び交付、住民異動届や印鑑登録関連の受付、システム入力及び交付業務	
②委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		キャリアリンク株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		☐ 提供を行っている (57) 件 ☐ 移転を行っている (16) 件 ☐ 行っていない	
提供先1		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1欄に掲げる情報照会者のうち、別紙1の表の第1欄に掲げるもの	
①法令上の根拠		1 番号法第19条第7号 2 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の規定のうち、別紙1の表の第2欄に掲げるもの	
②提供先における用途		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第2欄に掲げる事務のうち、別紙1の表の第3欄に掲げるもの	
③提供する情報		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、別紙1の表の第4欄に掲げるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数		☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		本市の区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。	

⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼がある都度
提供先2～5	

提供先2	八代市教育委員会学校教育課
①法令上の根拠	番号法第19条第9号(八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例)
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第4欄に掲げる住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (庁内連携システム) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、変更又は新規作成が発生した都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	別紙2の表の第1欄に掲げる本市の組織
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 2 番号法別表の規定のうち、別紙2の表の第2欄に掲げるもの 3 番号法第9条第2項(八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例)
②移転先における用途	番号法別表の右欄に掲げる事務うち、別紙2の表の第3欄に掲げるもの
③移転する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、別紙2の表の第4欄に掲げるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市の区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、変更又は新規作成が発生した都度
移転先2～5	

移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 保管場所 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 消去方法 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出せないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。
	<ガバメントクラウドにおける措置> 保管場所 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 消去方法 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市の区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新し、管理し、及び提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐ 個人番号 [☐ 個人番号対応符号 [☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐ 連絡先(電話番号等) [☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐ 国税関係情報 [☐ 地方税関係情報 [☐ 健康・医療関係情報 [☐ 医療保険関係情報 [☐ 児童福祉・子育て関係情報 [☐ 障害者福祉関係情報 [☐ 生活保護・社会福祉関係情報 [☐ 介護・高齢者福祉関係情報 [☐ 雇用・労働関係情報 [☐ 年金関係情報 [☐ 学校・教育関係情報 [☐ 災害関係情報 [☐ その他 ()
その妥当性	1 識別情報 (1)個人番号 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。 2 連絡先等情報 (1)4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。 (2)その他住民票関係情報 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。

⑤保有開始日		平成27年6月
⑥事務担当部署		市民環境部市民課
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 (機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住民基本台帳システム)
③使用目的 ※		住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)に個人において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新し、管理し、及び提供する。
④使用の主体	使用部署	市民環境部市民課、坂本支所地域振興課、千丁支所地域振興課、鏡支所地域振興課、東陽支所地域振興課、泉支所地域振興課、日奈久出張所
	使用者数	50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合に、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住民基本台帳システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバー)。 2 住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 3 住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 4 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバー)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバー)と整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバー/全国サーバー)。
	情報の突合	1 本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを住民票コードをもとに突合する。 2 個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成27年6月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務
①委託内容		住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システムの障害対応その他のシステム運用維持管理業務

②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社RKKCS	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[☐] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない	
提供先1		都道府県	
①法令上の根拠		住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)	
②提供先における用途		1 市町村から受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)をもとに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 2 住基法に基づいて、本人確認情報の提供、利用等を行う。	
③提供する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由及び異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		本市の区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。	
⑥提供方法		[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☐] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度	
提供先2～5			
提供先2		都道府県及び機構	
①法令上の根拠		住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を保持するための措置)	
②提供先における用途		住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。	
③提供する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由及び異動年月日	

[illegible]

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	1 入退室管理をしている部屋に設置したサーバー内に保管 2 サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3 送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録された住民
その必要性	1 番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 2 番号法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、併せて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 ※ 上記の事務については、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)の規定に基づき機構に委任する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (通知カード及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	1 識別番号 (1)個人番号 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目として記録する必要がある。 2 連絡先等情報 (1)4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目として記録する必要がある。 (2)その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目として記録する必要がある。 2 その他 (1)通知カード及び交付申請書の送付先の情報 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)の規定に基づき通知カード及び交付申請書の印刷及び送付並びに個人番号カードの作成を委任することから、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月

⑥事務担当部署		市民環境部市民課	
3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住民基本台帳システム)	
③使用目的 ※		通知カード及び交付申請書の印刷及び送付並びに個人番号カードの作成に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)の規定に基づき委任する機構に提供する。	
④使用の主体	使用部署	市民環境部市民課、坂本支所地域振興課、千丁支所地域振興課、鏡支所地域振興課、東陽支所地域振興課、泉支所地域振興課、日奈久出張所	
	使用者数	☐ 50人以上100人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上	
⑤使用方法		既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書の印刷及び送付並びに個人番号カードの作成に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務)の規定に基づいて委任する機構に対し提供する。(既存住民基本台帳システム→市町村CS→個人番号カード管理システム(機構))	
情報の突合		入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無(最新の4情報等であること)を確認するため、機構(全国サーバー)が保有する機構保存本人確認情報との情報の突合を行う。	
⑥使用開始日		平成27年10月5日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (1) 件	
委託事項1		住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務	
①委託内容		住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システムの運用管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、障害対応及び仕様変更等を行うシステム運用維持管理業務	
②委託先における取扱者数		☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上	
③委託先名		株式会社RKKCS	
再	④再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☐ 再委託する ☐ 再委託しない	

委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (1) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない	
提供先1	機構	
①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	
②提供先における用途	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)の規定に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、及び送付し、個人番号カードを作成する。	
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同じ。	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録された住民	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する。(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。)	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線	

⑥移転方法	☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	1 入退室管理をしている部屋に設置したサーバー内に保管 2 サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【1 住民基本台帳ファイル】

・宛名番号	・住所_枝番2	・本籍_都道府県	・統合記載欄B類型1
・個人履歴番号	・住所_街区コード	・本籍_市区群町村名	・統合記載欄B類型2表示項目
・個人履歴番号_枝番号	・住所_棟番号	・本籍_町字	・統合記載欄B類型2
・改製番号	・住所_号番号	・本籍_地番号または、街区符号	・統合記載欄B類型3表示項目
・世帯番号	・住所_方書コード	・本籍_市区町村コード	・統合記載欄B類型3
・準世帯区分	・住所_方書	・本籍_地方公共団体コード	・履歴選択不可フラグ
・住民種別	・住所_方書_フリガナ	・本籍_町字コード	・事実上の世帯主氏名
・住民状態	・住所_郵便番号	・戸籍_筆頭者	・処理年月日
・住民票コード	・住民となった年月日	・消除の事由	・改製記載年月日
・個人番号	・住民となった年月日_不詳フラグ	・転出届出年月日	・改製記載年月日_不詳フラグ
・異動年月日	・住民となった年月日_不詳表記	・転出予定年月日	・改製記載年月日_不詳表記
・異動年月日_不詳フラグ	・記載の異動年月日	・消除の届出年月日	・再製記載年月日
・異動年月日_不詳表記	・記載の異動年月日_不詳フラグ	・消除の異動年月日_不詳フラグ	・再製記載年月日_不詳フラグ
・異動届出年月日	・記載の異動年月日_不詳表記	・消除の異動年月日	・再製記載年月日_不詳表記
・異動事由コード	・記載の事由	・消除の異動年月日_不詳表記	・管轄支所コード
・異動区分	・転入前住所_市区町村コード	・転入通知年月日	・地区コード
・記載等の種別	・転入前住所_地方公共団体コード	・転出年月日(確定)	・自治会コード
・届出番号	・転入前住所_町字コード	・転出先住所(予定)_市区町村コード	・班コード
・氏名_漢字	・転入前住所_都道府県	・転出先住所(予定)_地方公共団体コード	・算定団体コード
・氏名_外国人アルファベット	・転入前住所_市区郡町村名	・転出先住所(予定)_町字コード	・住居地補正コード
・氏名_読みかな	・転入前住所_町字	・転出先住所(予定)_都道府県	・記載順位
・氏名カナ確認状況	・転入前住所_番地号表記	・転出先住所(予定)_市区郡町村名	・成年被後見人_該当有無
・氏名のカタカナ表記	・転入前住所_方書	・転出先住所(予定)_町字	・成年被後見人_審判確定年月日
・旧氏	・転入前住所_郵便番号	・転出先住所(予定)_番地号表記	・市町村通知_管理連番
・旧氏_読みかな	・転入前住所_国名コード	・転出先住所(予定)_方書	・市町村通知_異動事実コード
・旧氏カナ確認状況	・転入前住所_国名等	・転出先住所(予定)_国名コード	・市町村通知_異動事実
・通称	・転入前住所_国外住所	・転出先住所(予定)_国名等	・市町村通知_事由発生年月日
・通称_読みかな	・転入前住所_世帯主氏名	・転出先住所(予定)_国外住所	・法第30条46または47区分
・通称カナ確認状況	・未届転入フラグ	・転出先住所(予定)_郵便番号	・改製消除年月日
・氏名優先区分	・最終登録住所_市区町村コード	・転出先住所(確定)_市区町村コード	・改製消除年月日_不詳フラグ
・性別	・最終登録住所_地方公共団体コード	・転出先住所(確定)_町字コード	・改製消除年月日_不詳表記
・生年月日_元号	・最終登録住所_町字コード	・転出先住所(確定)_都道府県	・入力場所コード
・生年月日	・最終登録住所_都道府県	・転出先住所(確定)_市区郡町村名	・選挙人名簿登録有無
・生年月日_不詳フラグ	・最終登録住所_市区郡町村名	・転出先住所(確定)_町字	・国保資格有無
・生年月日_不詳表記	・最終登録住所_町字	・転出先住所(確定)_番地号表記	・国保資格取得年月日
・続柄コード1	・最終登録住所_番地号表記	・転出先住所(確定)_方書	・国保資格喪失年月日
・続柄コード2	・最終登録住所_方書	・転出先住所(確定)_郵便番号	・後期高齢資格有無
・続柄コード3	・住所を定めた年月日	・外国人住民となった年月日	・後期高齢資格取得年月日
・続柄コード4	・住所を定めた年月日_不詳フラグ	・外国人住民となった年月日_不詳フラグ	・後期高齢資格喪失年月日
・続柄表記	・住所を定めた年月日_不詳表記	・外国人住民となった年月日_不詳表記	・介護資格有無
・世帯主氏名	・転居前住所_市区町村コード	・在留カード等番号	・介護資格取得年月日
・世帯主氏名_読みかな	・転居前住所_地方公共団体コード	・在留カード等番号区分	・介護資格喪失年月日
・指定都市_行政区コード	・転居前住所_町字コード	・国籍等_国名コード	・年金資格有無
・住所_市区町村コード	・転居前住所_都道府県	・第30条45規定区分	・基礎年金番号
・住所_地方公共団体コード	・転居前住所_市区郡町村名	・住居地の届出の有無	・年金資格種別
・住所_町字コード	・転居前住所_町字	・在留資格等コード	・年金資格種別変更年月日
・住所_都道府県	・転居前住所_番地号表記	・在留期間コード年	・年金資格取得年月日
・住所_市区郡町村名	・転居前住所_方書コード	・在留期間コード月	・年金資格喪失年月日
・住所_町字	・転居前住所_方書	・在留期間コード日	・児童手当資格区分
・住所_番地号表記	・転居前住所_方書_フリガナ	・在留期間満了日	・児童手当受給開始年月
・住所_番地枝番数値	・転居前住所_郵便番号	・国籍喪失年月日	・児童手当受給終了年月
・住所_本番	・本籍	・統合記載欄B類型1表示項目	
・住所_枝番1			

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

※(別添1)ファイル記録項目_1の続き

【2 本人確認情報ファイル】

1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 清音化かな氏名 6. 生年月日 7. 性別 8. 市町村コード 9. 大字・小字コード 10. 郵便番号 11. 住所 12. 外字数(住所) 13. 個人番号 14. 住民となった日 15. 住所を定めた日 16. 届出の年月日 17. 市町村コード(転入前) 18. 転入前住所 19. 外字数(転入前住所) 20. 続柄 21. 異動事由 22. 異動年月日 23. 異動事由詳細 24. 旧住民票コード 25. 住民票コード使用年月日 26. 依頼管理番号 27. 操作者ID 28. 操作端末ID 29. 更新順番号 30. 異常時更新順番号 31. 更新禁止フラグ 32. 予定者フラグ 33. 排他フラグ 34. 外字フラグ 35. レコード状況フラグ 36. タイムスタンプ 37. 旧氏 漢字 38. 旧氏 外字数 39. 旧氏 ふりがな 40. 旧氏 外字変更連番

【3 送付先情報ファイル】

1. 送付先管理番号 2. 送付先郵便番号 3. 送付先住所 漢字項目長 4. 送付先住所 漢字 5. 送付先住所 漢字 外字数 6. 送付先氏名 漢字項目長 7. 送付先氏名 漢字 8. 送付先氏名 漢字 外字数 9. 市町村コード 10. 市町村名 項目長 11. 市町村名 12. 市町村郵便番号 13. 市町村住所 項目長 14. 市町村住所 15. 市町村住所 外字数 16. 市町村電話番号 17. 交付場所名 項目長 18. 交付場所名 19. 交付場所名 外字数 20. 交付場所郵便番号 21. 交付場所住所 項目長 22. 交付場所住所 23. 交付場所住所 外字数 24. 交付場所電話番号 25. カード送付場所名 項目長 26. カード送付場所名 27. カード送付場所名 外字数 28. カード送付場所郵便番号 29. カード送付場所住所 項目長 30. カード送付場所住所 31. カード送付場所住所 外字数 32. カード送付場所電話番号 33. 対象となる人数 34. 処理年月日 35. 操作者ID 36. 操作端末ID 37. 印刷区分 38. 住民票コード 39. 氏名 漢字項目長 40. 氏名 漢字 41. 氏名 漢字 外字数 42. 氏名かな項目長 43. 氏名 かな 44. 郵便番号 45. 住所 項目長 46. 住所 47. 住所 外字数 48. 生年月日 49. 性別 50. 個人番号 51. 第30条の45に規定する区分 52. 在留期間の満了の日 53. 代替文字変換結果 54. 代替文字氏名 項目長 55. 代替文字氏名 56. 代替文字住所 項目長 57. 代替文字住所 58. 代替文字氏名位置情報 59. 代替文字住所位置情報 60. 外字フラグ 61. 外字パターン 62. 旧氏 漢字 63. 旧氏 外字数 64. 旧氏 ふりがな 65. 旧氏 外字変更連番 66. ローマ字 氏名 67. ローマ字 旧氏

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出、申請等の窓口において届出、申請等の内容及び届出人の本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の者の情報の入手を防止する。 2 受付、入力及び審査の業務それぞれに異なる職員が当たること複数人によるチェックを行い、正確な登録を行う。 3 届出書、申請書等の様式において個人番号の記載欄を設けることについては、住民基本台帳事務処理要領に掲載の参考様式により住民基本台帳事務に必要な項目のみに限ることとし、特定個人情報を取り扱わない事務においては個人番号の記載及び通知カード又は個人番号カードの個人番号記載面の写しの取得は行わない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 団体内統合宛名システムは、番号法別表、関係主務省令等に定められた部署以外の部署からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。 2 団体内統合宛名システムは、個人番号、氏名、生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとし、当該事務において必要のない情報との紐付けは物理的にできないものとする。 3 団体内統合宛名システムへの権限のない者の接続を認めない。 4 既存住民基本台帳システムと住民基本台帳ネットワークシステム（市町村CS）間では、法令に基づく事務で使用する以外の事務の情報との紐付けを行わない。 5 業務システムにおいて、個人番号利用事務以外の事務の処理のための機能（画面）では、個人番号を参照できないようにシステム上でのアクセス制御を行う。 6 個人番号利用事務以外の事務からの住民票関係情報の要求があった場合は、個人番号を含まない情報を提供するようにアクセス制御を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	既存住民基本台帳システム、サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する職員、派遣者又は委託先を特定し、個人番号の照会権限について個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。

その他の措置の内容	1 職員が目的外で使用するリスクへの措置 (1)システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 (2)システム利用職員への研修会において、目的外使用の禁止等について指導する。 2 特定個人情報 that 不正に複製されるリスクへの措置 (1)システム上、情報の複製はパスワードが必要な仕組みとする。 (2)USBメモリ等の使用を制限する。 (3)事前に許可された媒体以外、接続制限により使用できない仕組みとする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 端末のディスプレイに偏光シートを貼り、操作者以外から、端末画面を見えにくくしている。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 委託業務を遂行する目的以外の目的に使用しないこと。 2 特定個人情報の閲覧者又は更新者を制限すること。 3 特定個人情報を委託業者以外の者に提供することが認められないこと。 4 利用するユーザIDを第三者に提供しないこと。 5 必要に応じて、委託先の視察・監査を行うこと。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法 八代市個人情報保護条例や八代市情報セキュリティポリシーにおいて、収集した目的以外の目的により個人情報を利用し、又は提供すること、及びオンライン結合による個人情報の提供を原則禁止している。ルール遵守の確認方法としては、アクセスログの監視を行っている。 収集した目的以外の目的により個人情報を利用し、又は提供することがあるときは、届出書を提出してもらっており、オンライン結合により個人情報を提供することがあるときは、あらかじめ個人情報保護審査会の意見を聴かなければならないこととしている。			
その他の措置の内容	1 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に特定個人情報を保管する。 2 サーバーへのアクセスはユーザーID及びパスワードによる認証を必要とする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			

	その内容	—
	再発防止策の内容	—
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 2 技術的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2) 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (4) 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 (5) 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 (6) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (7) 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 3 物理的対策としてのガバメントクラウドにおける措置 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 4 技術的対策としてのガバメントクラウドにおける措置 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	1 職員への研修等 (1)職員に対しての個人情報保護に関する研修を行う。 (2)事務担当職員への必要な知識の習得に資するための指導を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームに係る研修等 (1)IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
1 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は既存住民基本台帳システムに限定されるため、既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出・申請の窓口において届出・申請の内容及び本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の者の情報の入手の防止に努める。 2 必要な情報以外の情報を入手することを防止するための措置 (1)平成14年総務省告示第334号（第6－7本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住民基本台帳システムを通じて入手することとされている情報以外の情報を入手できないことを、システム上で担保する。 (2)正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 宛名システム等における措置 市町村CSと団体内統合宛名システムとの間の接続は行わない。 2 事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住民基本台帳システムに限定しており、また、既存住民基本台帳システムと市町村CSの間では、法令に基づく事務で使用する情報以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバー上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない

具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行っている。		
その他の措置の内容	1 従業者が事務外で使用するリスクへの措置 (1)システムの操作履歴(操作ログ)を記録する (2)担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 (3)システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 (4)職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外の者は、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員、委託先等に対し指導する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
1 スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 2 統合端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 3 本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 4 大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	1 目的外利用の禁止 2 特定個人情報の閲覧者及び更新者を制限 3 特定個人情報の提供先の限定 4 情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う。 5 情報が不要になったとき、又は要請があったときに情報の返還、消去等の必要な措置を講じる。 6 保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する。 7 個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする。 8 必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる。 9 再委託の禁止		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	—		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1 情報保護管理体制の確認
委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、八代市競争入札参加有資格者名簿に記載の業者であること、国際規格であるISO27001(情報セキュリティ)の認証をうけている業者であること、個人情報保護の規格であるプライバシーマークの認証をうけている業者を選定するとともに、その確認記録を残す。また、業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
- 2 特定個人情報ファイルの閲覧者及び更新者の制限
(1) 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。
(2) 閲覧及び更新の権限を持つ者を必要最小限にする。
(3) 閲覧及び更新の権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。
(4) 閲覧及び更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。
- 3 特定個人情報ファイルの取扱いの記録
(1) 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
(2) 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を求めるとともに、その記録を残す。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ☐ 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに八代市個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供又は移転について、具体的に誰に対し何の目的で提供又は移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアルに従って特定個人情報の提供又は移転を行う。	
その他の措置の内容	1 サーバー室への入室権限及び特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、特定個人情報の持ち出しを制限する。 2 媒体を用いて情報を連携する場合は、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 不適切な方法で提供又は移転が行われるリスク
相手方(都道府県サーバー)と市町村CSとの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。
また、媒体に出力する必要がある場合は、出力の都度その記録が残される仕組みを構築する。
- 誤った情報を提供又は移転してしまうリスクへの措置
システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。
また、本人確認情報に変更が生じた際は、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。
- 誤った相手に提供又は移転してしまうリスクへの措置
相手方(都道府県サーバー)と市町村CSとの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手方への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容	—		
再発防止策の内容	—		
その他の措置の内容	—		

リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
8. 監査	
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	1 住民基本台帳ネットワークシステムの関係職員（任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 2 住民基本台帳ネットワークシステムの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。
10. その他のリスク対策	
—	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
3 送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は既存住民基本台帳システムに限定されるため、既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出・申請の窓口において届出・申請の内容及び本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の者の情報の入手の防止に努める。 2 必要な情報以外の情報を入手することを防止するための措置 (1)平成14年総務省告示第334号（第6－7本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住民基本台帳システムを通じて入手することとされている情報以外の情報を入手できないことを、システム上で担保する。 (2)正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 宛名システム等における措置 市町村CSと団体内統合宛名システムとの間の接続は行わない。 2 事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住民基本台帳システムに限定しており、また、既存住民基本台帳システムと市町村CSの間では、法令に基づく事務で使用する情報以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバー上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない

	具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行っている。	
その他の措置の内容		1 従業者が事務外で使用するリスクへの措置 (1)システムの操作履歴(操作ログ)を記録する (2)担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 (3)システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 (4)職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外の者は、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員、委託先等に対し指導する。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
1 スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 2 統合端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 3 本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 4 大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		1 目的外利用の禁止 2 特定個人情報の閲覧者及び更新者を制限 3 特定個人情報の提供先の限定 4 情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う。 5 情報が不要になったとき、又は要請があったときに情報の返還、消去等の必要な措置を講じる。 6 保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する。 7 個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする。 8 必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる。 9 再委託の禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		—	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、八代市競争入札参加有資格者名簿に記載の業者であること、国際規格であるISO27001(情報セキュリティ)の認証をうけている業者であること、個人情報保護の規格であるプライバシーマークの認証をうけている業者を選定するとともに、その確認記録を残す。また、業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 2 特定個人情報ファイルの閲覧者及び更新者の制限 (1)作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 (2)閲覧及び更新の権限を持つ者を必要最小限にする。 (3)閲覧及び更新の権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 (4)閲覧及び更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 3 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 (1)契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 (2)委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を求めるとともに、その記録を残す。	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ☐ 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	☐ 定めている <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに八代市個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供又は移転について、具体的に誰に対し何の目的で提供又は移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアルに従って特定個人情報の提供又は移転を行う。
その他の措置の内容	1 サーバー室への入室権限及び特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、特定個人情報の持ち出しを制限する。 2 媒体を用いて情報を連携する場合は、原則として媒体へのデータ(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 不適切な方法で提供又は移転が行われるリスクへの措置 相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSとの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、媒体へ出力する必要がある場合には、出力の都度その記録が残される仕組みを構築する。 2 誤った情報を提供又は移転してしまふリスクへの措置 システム上、既存住民基本台帳システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 3 誤った相手に提供又は移転してしまうリスクへの措置 相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSとの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手方への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	

リスクへの対策は十分か	☐ 十分である ☐ 十分でない	☐ 十分である ☐ 十分でない
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合は、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 2 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。		
8. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	1 住民基本台帳ネットワークシステムの関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 2 住民基本台帳ネットワークシステムの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。	
10. その他のリスク対策		
—		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	八代市役所 市民環境部市民課マイナンバー係 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4110 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4100
②請求方法	指定様式(又はこれに準ずる様式)による書面の提出により開示、訂正又は利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	八代市役所 市民環境部市民課マイナンバー係 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4110
②対応方法	1 問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 2 情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	V 評価実施き手続 1. 基礎項目評価	2015/5/8	2016/9/30	事後	
平成31年1月31日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担	市民課長 川野 雄一	市民課長	事後	
平成31年1月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要(1 住民基本台帳ファイ	平成27年6月予定	平成27年6月	事後	
平成31年1月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要(2 本人確認情報ファイ	平成27年6月予定	平成27年6月	事後	
平成31年1月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要(3 送付先情報ファイ	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	
平成31年1月31日	III リスク対策(1 住民基本 台帳ファイル)	○自己点検	○自己点検 ○内部監査	事後	
平成31年1月31日	III リスク対策(2 本人確認 情報ファイル)	○自己点検	○自己点検 ○内部監査	事後	
平成31年1月31日	III リスク対策(3 送付先情 報ファイル)	○自己点検	○自己点検 ○内部監査	事後	
平成31年1月31日	V 評価実施き手続 1. 基礎項目評価	2016/9/30	2019/1/31	事後	
平成31年1月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	《省略》 市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 《省略》 なお、(9)の個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第36条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)の規定により事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	《省略》 市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 《省略》 なお、(9)の個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
平成31年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	《追加》	12 コンビニ交付システム連携機能 住民票の記載等により、コンビニ交付システムに更新情報を送る。 13 庁内連携機能 庁内の各種システムへの基礎データとして、利用するため、宛名システム等に更新情報を送る。	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]その他(戸籍サーバー、団体内統合宛名システム、証明書自動交付システム)	[○]その他(戸籍サーバー、団体内統合宛名システム、証明書自動交付システム、コンビニ交付システム)	事後	
平成31年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	6 本人確認情報整合 《省略》 全国サーバーにおいて保有している機構本人確認情報ファイルと整合することを 《省略》 7 送付先情報通知 《省略》 既存住民基本台帳ネットワークシステムから住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置し、及び管理する個人番号カード管理システムに通知する。	6 本人確認情報整合 《省略》 全国サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを 《省略》 7 送付先情報通知 《省略》 既存住民基本台帳システムから住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番	事後	
平成31年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	3 既存住民基本台帳システム連携機能 既存住民基本システムと連携し宛名情報を更新する。	3 既存住民基本台帳システム連携機能 既存住民基本台帳システムと連携し宛名情報を更新する。	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1 符号管理機能 《省略》 情報を保管し、及び管理する。 《省略》 4 既存システム接続機能 中間サーバーと業務システム、既存住民基本台帳システムとの間で、 《省略》 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会及び提供があったときに 《省略》 6 情報提供データベース管理機能 《省略》 副本として保持し及び管理する。 《省略》 9 職員認証及び権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証を行い操作者を一意に特定し、及び職員に付与された権限	1 符号管理機能 《省略》 情報を保管・管理する。 《省略》 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システムとの間で、 《省略》 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があったときに 《省略》 6 情報提供データベース管理機能 《省略》 副本として保持・管理する。 《省略》 9 職員認証及び権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証を行い操作者を一意に特定し、職員に付与された権限	事後	
平成31年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等	[]既存住民基本台帳システム []宛名システム等	事後	
平成31年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	4 情報照会機能 中間サーバーに特定個人情報(連携対象)の情報照会を行い、及び中間サーバーからの情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 5 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して行なわれる情報照会要求情報を業務システムから受領し、中間サーバーからの情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。	4 情報照会機能 中間サーバーに特定個人情報(連携対象)の情報照会を行い、中間サーバーからの情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 5 情報提供機能 中間サーバーからの情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。	事後	
平成31年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	[○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(各種システム)	[]情報提供ネットワークシステム [○]その他(各種システム、中間サーバー)	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7	《追加》	コンビニ交付システムの追加	事後	
平成31年1月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	1 番号法 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等) 第19条(特定個人情報の提供の制限) 第22条(特定個人情報の提供) 第23条(情報提供等の記録)	1 番号法 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等)	事後	
平成31年1月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 2 番号法別表第2の規定のうち、別紙の表の左欄に掲げるもの 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令／総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)の規定のうち、別紙の表の右欄に掲げるもの 4 番号法第19条第14号 ※特定個人情報保護委員会規則に基づく情報提供 (情報照会の根拠) 住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1 住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	7 本市における個人番号を利用することができる事務(番号法別表第1の下欄に掲げる事務及び番号法第9条第2項の規定に基づく条例で定められた事務に限る。)の事務処理の効率化のために庁内連携システム等により特定個人情報ファイルを移転 8 番号法第19条第7号、第9号及び第14号の規定に基づく住民票関係情報の照会に対する情報提供	7 住民基本台帳情報の庁内連携や他団体からの情報照会時に、住民票関係情報の提供を行う。	事後	
平成31年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1 住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の空白	4 その他識別情報(内部番号)による突合(上記⑤の7、8)	4 その他識別情報(内部番号)による突合(上記⑤の7)	事後	
平成31年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1 住民基本台帳ファイル) 4. 特定個人ファイルの取扱いの委託 委託の有無※	(1)件	(3)件	事後	
平成31年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1 住民基本台帳ファイル) 4. 特定個人ファイルの取扱いの委託 委託事項2	《追加》	コンビニ交付サービス業務(機構)	事後	
平成31年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1 住民基本台帳ファイル) 4. 特定個人ファイルの取扱いの委託 委託事項3	《追加》	コンビニ交付サービス業務	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1 住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	56件	57件	事後	
平成31年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1 住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	提供先1に係る次の文字 別紙2	別紙1	事後	
平成31年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1 住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	移転先1に係る次の文字 別紙3	別紙2	事後	
平成31年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2 本人確認情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑥提供方法	[○]()	[○](住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	
平成31年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3 送付先情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	使用部署 市民環境部市民課 使用者数 10人未満	使用部署 市民環境部市民課、坂本支所地域振興課、千丁支所地域振興課、鏡支所市民環境課、東陽支所地域振興課、泉支所地域振興課、日奈久出張所 使用者数 50人以上100人未満	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	Ⅲ リスク対策(1 住民基本台帳ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手)	[○]接続しない(入手) ※以下:リスク1の内容について削除	事後	
令和1年10月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	4 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別及び生年月日をいう。以下同じ。)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	4 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月16日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	1 番号法 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等) 2 住基法 ※平成25年法律第28号施行時点 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第22条(転入届) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等) 2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第22条(転入届) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) 第30条の14(市町村の条例による本人確認情報の提供)	事前	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月16日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	事前	
令和1年10月16日	II 特定個人情報ファイルの概要(2 本人確認情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	3 4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	3 住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事前	
令和1年10月16日	II (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 (2 本人確認情報ファイル)	【2 本人確認情報ファイル】 1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 清音化かな氏名 6. 生年月日 7. 性別 8. 市町村コード 9. 大字・小字コード 10. 郵便番号 11. 住所 12. 外字数(住所) 13. 個人番号 14. 住民となった日 15. 住所を定めた日 16. 届出の年月日 17. 市町村コード(転入前) 18. 転入前住所 19. 外字数(転入前住所) 20. 続柄 21. 異動事由 22. 異動年月日 23. 異動事由詳細 24. 旧住民票コード 25. 住民票コード使用年月日 26. 依頼管理番号 27. 操作者ID 28. 操作端末ID 29. 更新順番号 30. 異常時更新順番号 31. 更新禁止フラグ 32. 予定者フラグ 33. 排他フラグ 34. 外字フラグ 35. レコード状況フラグ 36. タイムスタンプ	【2 本人確認情報ファイル】 1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 清音化かな氏名 6. 生年月日 7. 性別 8. 市町村コード 9. 大字・小字コード 10. 郵便番号 11. 住所 12. 外字数(住所) 13. 個人番号 14. 住民となった日 15. 住所を定めた日 16. 届出の年月日 17. 市町村コード(転入前) 18. 転入前住所 19. 外字数(転入前住所) 20. 続柄 21. 異動事由 22. 異動年月日 23. 異動事由詳細 24. 旧住民票コード 25. 住民票コード使用年月日 26. 依頼管理番号 27. 操作者ID 28. 操作端末ID 29. 更新順番号 30. 異常時更新順番号 31. 更新禁止フラグ 32. 予定者フラグ 33. 排他フラグ 34. 外字フラグ 35. レコード状況フラグ 36. タイムスタンプ 37. 旧氏 漢字 38. 旧氏 外字数 39. 旧氏 ふりがな 40. 旧氏 外字変更連番	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月16日	II (別添1) 特定個人情報 ファイル記録項目 (3 送付先情報ファイル)	【3 送付先情報ファイル】 1. 送付先管理番号 2. 送付先郵便番号 3. 送付先住所 漢字項目長 4. 送付先住所 漢字 5. 送付先住所 漢字 外字数 6. 送付先氏名 漢字項目長 7. 送付先氏名 漢字 8. 送付先氏名 漢字 外字数 9. 市町村コード 10. 市町村名 項目長 11. 市町村名 12. 市町村郵便番号 13. 市町村住所 項目長 14. 市町村住所 15. 市町村住所 外字数 16. 市町村電話番号 17. 交付場所名 項目長 18. 交付場所名 19. 交付場所名 外字数 20. 交付場所郵便番号 21. 交付場所住所 項目長 22. 交付場所住所 23. 交付場所住所 外字数 24. 交付場所電話番号 25. カード送付場所名 項目長 26. カード送付場所名 27. カード送付場所名 外字数 28. カード送付場所郵便番号 29. カード送付場所住所 項目長 30. カード送付場所住所 31. カード送付場所住所 外字数 32. カード送付場所電話番号 33. 対象となる人数 34. 処理年月日 35. 操作者ID 36. 操作端末ID 37. 印刷区分 38. 住民票コード 39. 氏名 漢字項目長 40. 氏名 漢字 41. 氏名 漢字 外字数 42. 氏名かな項目長 43. 氏名 かな 44. 郵便番号 45. 住所 項目長 46. 住所 47. 住所 外字数 48. 生年月日 49. 性別 50. 個人番号 51. 第30条の45に規定する区分 52. 在留期間の満了の日 53. 代替文字変換結果 54. 代替文字氏名 項目長 55. 代替文字氏名 56. 代替文字住所 項目長 57. 代替文字住所 58. 代替文字氏名位置情報 59. 代替文字住所位置情報 60. 外字フラグ 61. 外字パターン	【3 送付先情報ファイル】 1. 送付先管理番号 2. 送付先郵便番号 3. 送付先住所 漢字項目長 4. 送付先住所 漢字 5. 送付先住所 漢字 外字数 6. 送付先氏名 漢字項目長 7. 送付先氏名 漢字 8. 送付先氏名 漢字 外字数 9. 市町村コード 10. 市町村名 項目長 11. 市町村名 12. 市町村郵便番号 13. 市町村住所 項目長 14. 市町村住所 15. 市町村住所 外字数 16. 市町村電話番号 17. 交付場所名 項目長 18. 交付場所名 19. 交付場所名 外字数 20. 交付場所郵便番号 21. 交付場所住所 項目長 22. 交付場所住所 23. 交付場所住所 外字数 24. 交付場所電話番号 25. カード送付場所名 項目長 26. カード送付場所名 27. カード送付場所名 外字数 28. カード送付場所郵便番号 29. カード送付場所住所 項目長 30. カード送付場所住所 31. カード送付場所住所 外字数 32. カード送付場所電話番号 33. 対象となる人数 34. 処理年月日 35. 操作者ID 36. 操作端末ID 37. 印刷区分 38. 住民票コード 39. 氏名 漢字項目長 40. 氏名 漢字 41. 氏名 漢字 外字数 42. 氏名かな項目長 43. 氏名 かな 44. 郵便番号 45. 住所 項目長 46. 住所 47. 住所 外字数 48. 生年月日 49. 性別 50. 個人番号 51. 第30条の45に規定する区分 52. 在留期間の満了の日 53. 代替文字変換結果 54. 代替文字氏名 項目長 55. 代替文字氏名 56. 代替文字住所 項目長 57. 代替文字住所 58. 代替文字氏名位置情報 59. 代替文字住所位置情報 60. 外字フラグ 61. 外字パターン 62. 旧氏 漢字 63. 旧氏 外字数 64. 旧氏 ふりがな 65. 旧氏 外	事前	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月16日	Ⅲ リスク対策 (3 送付先情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	1 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合は、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。	1 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合は、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。	事前	
令和3年1月31日	Ⅴ 評価実施き手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2019/1/31	2021/1/31	事後	
令和3年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1 住民基本台帳ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	なし	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	
令和3年1月31日	Ⅲ リスク対策(1 住民基本台帳ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(3)特に慎重な対応が求められる情報については	(3)機微情報については	事前	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月31日	Ⅲ リスク対策(1 住民基本台帳ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	なし	(2)事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	
令和3年1月31日	Ⅲ リスク対策(1 住民基本台帳ファイル) 9. 従業員に対する教育・啓発	2 中間サーバー・プラットフォームに係る研修等 (1)中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 (2)中間サーバー・プラットフォームの業務に就く職員に対し、運用規則等について研修を行う。	2 中間サーバー・プラットフォームに係る研修等 (1)IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	
令和4年1月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	
令和4年1月31日	V 評価実施き手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2021/1/31	2022/1/31	事後	
令和4年1月31日	IV開示請求、問い合わせ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	八代市役所 市民環境部市民課第二市民係	八代市役所 市民環境部市民課マイナンバー係	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	IV開示請求、問い合わせ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	八代市役所 市民環境部市民課第二市民係	八代市役所 市民環境部市民課マイナンバー係	事後	
令和5年1月31日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 (2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 (3)住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知	本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 (2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ※届出は、窓口や郵送での届出又は、サービス検索・電子申請機能を用いて行う。 (3)住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知	事後	
令和5年1月31日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8	なし	①サービス検索・電子申請機能 ②【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際のデータ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 ③他のシステムとの接続	事後	
令和5年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月31日	Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	既存住民基本台帳システムを利用する職員、派遣者又は委託先を特定し、個人番号の照会権限について個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。	既存住民基本台帳システム、サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する職員、派遣者又は委託先を特定し、個人番号の照会権限について個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。	事後	
令和5年1月31日	V評価実施き手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年1月31日	2023/1/31	事後	
令和6年1月31日	V評価実施き手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2023/1/31	2024/1/31	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(1 住民基本台帳ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	1 入退室管理をしているASPデータセンター内に保管 2 サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 保管場所 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 消去方法 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月30日	Ⅲ リスク対策(1 住民基本台帳ファイル) 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他リスク及びその 他リスクに対する措置	1 物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。 また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 (2) 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 2 技術的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2) 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	1 物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。 また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 (2) 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 2 技術的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2) 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 3 物理的対策としてのパメントクラウドにおける措置 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 4 技術的対策としてのガバメントクラウドにおける措置 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 5 特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスクにおける消去方法としてのガバメントクラウドにおける措置 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-	事前	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月30日	Ⅲ リスク対策(1 住民基本台帳ファイル) 10.その他のリスク対策	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	1 ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	

(別添2) 変更箇所

[illegible]

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1 住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民環境部市民課、坂本支所地域振興課、千丁支所地域振興課、鏡支所市民環境課、東陽支所地域振興課、泉支所地域振興課、日奈久出張所	市民環境部市民課、坂本支所地域振興課、千丁支所地域振興課、鏡支所地域振興課、東陽支所地域振興課、泉支所地域振興課、日奈久出張所	事後	
令和6年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2 本人確認情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民環境部市民課、坂本支所地域振興課、千丁支所地域振興課、鏡支所市民環境課、東陽支所地域振興課、泉支所地域振興課、日奈久出張所	市民環境部市民課、坂本支所地域振興課、千丁支所地域振興課、鏡支所地域振興課、東陽支所地域振興課、泉支所地域振興課、日奈久出張所	事後	
令和6年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3 送付先情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民環境部市民課、坂本支所地域振興課、千丁支所地域振興課、鏡支所市民環境課、東陽支所地域振興課、泉支所地域振興課、日奈久出張所	市民環境部市民課、坂本支所地域振興課、千丁支所地域振興課、鏡支所地域振興課、東陽支所地域振興課、泉支所地域振興課、日奈久出張所	事後	
令和6年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2 本人確認情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	行政システム九州株式会社	株式会社RKKCS	事後	
令和6年11月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3 送付先情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	行政システム九州株式会社	株式会社RKKCS	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	番号法改正による変更で重要な変更には該当しない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(1住民基本台帳ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法別表第2の第1欄に掲げる情報照会者のうち、別紙1の表の第1欄に掲げるもの	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1欄に掲げる情報照会者のうち、別紙1の表の第1欄に掲げるもの	事後	番号法改正による変更で重要な変更には該当しない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(1住民基本台帳ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	1 番号法第19条第7号 2 番号法別表第2の規定のうち、別紙1の表の第2欄に掲げるもの	1 番号法第19条第7号 2 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の規定のうち、別紙1の表の第2欄に掲げるもの	事後	番号法改正による変更で重要な変更には該当しない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(1住民基本台帳ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち、別紙1の表の第3欄に掲げるもの	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第2欄に掲げる事務のうち、別紙1の表の第3欄に掲げるもの	事後	番号法改正による変更で重要な変更には該当しない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(1住民基本台帳ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	番号法別表2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、別紙1の表の第4欄に掲げるもの	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、別紙1の表の第4欄に掲げるもの	事後	番号法改正による変更で重要な変更には該当しない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(1住民基本台帳ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提供する情報	番号法別表第2の第4欄に掲げる住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第4欄に掲げる住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正による変更で重要な変更には該当しない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(1住民基本台帳ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 2 番号法別表第1の規定のうち、別紙2の表の第2欄に掲げるもの 3 番号法第9条第2項(八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例)	1 番号法第9条第1項 2 番号法別表の規定のうち、別紙2の表の第2欄に掲げるもの 3 番号法第9条第2項(八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例)	事後	番号法改正による変更で重要な変更には該当しない

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1住民基本台帳ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	番号法別表第1の右欄に掲げる事務うち、別紙2の表の第3欄に掲げるもの	番号法別表の右欄に掲げる事務うち、別紙2の表の第3欄に掲げるもの	事後	番号法改正による変更で重要な変更には該当しない
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1住民基本台帳ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	番号法別表2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、別紙2の表の第4欄に掲げるもの	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、別紙2の表の第4欄に掲げるもの	事後	番号法改正による変更で重要な変更には該当しない
令和7年1月31日	Ⅲ リスク対策(1住民基本台帳ファイル) 3特定個人情報の使用 リスク1 リスクに対する措置の内容	1 団体内統合宛名システムは、番号法別表第1、関係主務省令等に定められた部署以外の部署からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。	1 団体内統合宛名システムは、番号法別表、関係主務省令等に定められた部署以外の部署からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。	事後	番号法改正による変更で重要な変更には該当しない
令和7年1月31日	表紙 特記事項		住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事後	
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1 住民基本台帳ファイル) 4. 特定個人ファイルの取扱いの委託 委託の有無※	(3)件	(4)件	事後	
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1 住民基本台帳ファイル) 4. 特定個人ファイルの取扱いの委託 委託事項4	《追加》	窓口受付業務の委託	事後	
令和7年1月31日	V 評価実施き手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2024/1/31	2025/1/31	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月11日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	なお、(9)の個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	なお、(9)の個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	
令和7年7月11日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)	事後	
令和7年7月11日	II 特定個人情報ファイルの概要(1 住民基本台帳ファイル) 6.特定個人情報の保管・消去保管場所	①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	保管場所 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 消去方法 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	
令和7年7月11日	III リスク対策(1 住民基本台帳ファイル) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	(4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月11日	Ⅲ リスク対策(1 住民基本台帳ファイル) 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(1)中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。 また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 (2)事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	(1)中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	
令和7年7月11日	Ⅲ リスク対策(1 住民基本台帳ファイル) 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		(4)中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 (5)中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 (6)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (7)中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	
令和7年7月11日	Ⅲ リスク対策(1 住民基本台帳ファイル) 10.その他のリスク対策	中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事後	